

第 1 章 計画策定の趣旨等

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	2
3	計画期間	3
4	老人福祉圏域の設定	4
5	計画の策定体制、推進体制	6
6	他の計画との関係	7

1 計画策定の趣旨

本県では、平成12（2000）年4月に介護保険制度が開始して以来、3年間を計画期間とする「岐阜県高齢者安心計画」（第1期・2期は「生涯安心計画」）を策定し、高齢者福祉に関する基本目標等を定め、これに基づく各種施策を推進してきました。

（第1期：平成12～14年度、第2期：平成15～17年度、第3期：平成18～20年度、第4期：平成21～23年度、第5期：平成24～26年度）

本県の人口は平成17（2005）年頃から減少を続けていますが、「団塊の世代」の高齢化とともに、県全体の高齢化も急速に進んでいます。具体的には、平成32（2020）年に30.2%、平成42（2030）年には32.5%になると予測されています。また、高齢者人口の推移については、平成32年（2020）年に65歳以上人口のピーク、平成42（2030）年には75歳以上人口のピークを迎えると予測されています。

このように県全体が高齢化していく中で、高齢者が要介護となっても可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を続けられるよう、医療、介護、福祉、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めることが重要です。

さらに、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が今後急増し、平成37（2025）年には全世帯に占める割合が約25%に達するとともに、高齢単独世帯はその後増加を続けると見込まれています。

また、特別養護老人ホーム入所申込者の増加や介護現場を支える介護人材の不足といった継続的な課題もあります。

このような地域の現状と課題及び社会情勢の変化や将来推計をふまえ、高齢社会にあるべき施策を明らかにする「地域包括ケア計画」として、平成27年度から29年度までを計画期間として策定を行うものです。

2 計画の性格

本計画は、本県の高齢者福祉に関する施策の基本目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにする「老人福祉計画」と介護保険制度の円滑な実施を図るために保険者である市町村等に対する支援策を明らかにする「介護保険事業支援計画」を一体として策定するものです。

〈法令の根拠〉

■老人福祉計画：老人福祉法第20条の9第1項

○都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

■介護保険事業支援計画：介護保険法第118条第1項

○都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

3 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間とし、平成 29 年度に見直しを行います。

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
前期計画			見直し					
計画期間								
見直し			今期計画			次期計画		
			計画期間					
見直し			見直し			次期計画		
						計画期間		

※ 介護保険法第 118 条第 1 項の規定により、介護保険事業支援計画の計画期間は 3 年と定められています。

4 老人福祉圏域の設定

本計画は、市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成に資することを目的としており、各市町村を通じる広域的な見地から福祉サービスの目標量等を定めるため、老人福祉圏域を設定します。

老人福祉圏域は、岐阜県保健医療計画の二次医療圏と同一とし、岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨の5圏域とします。

圏域	所管現地機関	構成市町村
岐阜	岐阜地域福祉事務所	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡（岐南町、笠松町） 本巣郡（北方町）
西濃	西濃県事務所	大垣市 海津市 養老郡（養老町） 不破郡（垂井町、関ヶ原町） 安八郡（神戸町、輪之内町、安八町）
	揖斐県事務所	揖斐郡（揖斐川町、大野町、池田町）
中濃	可茂県事務所	美濃加茂市 可児市 加茂郡（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村） 可児郡（御嵩町）
	中濃県事務所	関市 美濃市 郡上市
東濃	東濃県事務所	多治見市 瑞浪市 土岐市
	恵那県事務所	恵那市 中津川市
飛騨	飛騨県事務所	高山市 飛騨市 下呂市 大野郡（白川村）

5 計画の策定体制、推進体制

(1) 計画の策定体制

- 「岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議」の設置
計画を策定するにあたり、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、ボランティア・NPO関係者等で構成する会議を設置し、意見を聴取しています。【巻末「資料編」参照】
- 「岐阜県高齢者安心計画作成連絡会議」の設置
庁内の関係課長からなる連絡会議を設置し、総合的、横断的な調整を行い、計画の具体的施策の内容及び数値目標を検討しました。
【巻末「資料編」参照】
- パブリックコメントの実施
パブリックコメントを通じ広く県民の意見を募り、計画に反映しました。
- 県政モニターアンケート調査の実施
高齢者を取り巻く県民生活の現状と課題を把握するとともに施策への活用を図るため、県政モニターに対するアンケート調査を実施し、計画に反映しました。
- 介護サービス事業所、介護職員現状調査の実施
県内の介護サービス事業所及びそこで勤務する介護職員の置かれた現状及び課題を、アンケート調査を通じて把握し、計画策定の参考にしました。
- 関係事業者団体等ヒアリングの実施
計画策定にあたって関連の深い事業者団体等に対するヒアリングを実施し、業態別の現状と課題、今後の高齢者関連施策の方向性についての考え等をヒアリングし、計画策定の参考にしました。

(2) 計画の推進体制

本計画は平成29年度を目標年度とした福祉サービス体制の整備計画であり、毎年度その進行管理及び評価を実施していく必要があることから、「岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議」等において、達成状況、課題の把握、評価等のフォローアップを行っていきます。

また、高齢福祉関係団体との意見交換の場を定期的に設け、情報共有を行いながら、計画の推進を図っていきます。

6 他の計画との関係

(1) 他の県計画との関係

①岐阜県長期構想

「高齢者の介護や見守りの体制を整える」は県が取り組む政策の方向性として盛り込まれているほか、人口・世帯推計をはじめとする各種基礎データ、介護人材確保に係る目標値の設定について整合を図ります。

②岐阜県保健医療計画

二次医療圏の設定をはじめ、認知症疾患対策や在宅医療の推進に際する医療・介護連携、歯科保健医療対策と要介護者等の口腔ケアの促進、医療機関・介護施設等の情報を共有するネットワークシステムの構築推進等の側面で密接な関連性を有しており、記述等の整合を図ります。

③岐阜県健康増進計画（ヘルスプランぎふ）

バランスの取れた食生活等自らの健康への配慮と積極的な運動習慣の採用など、県民の健康づくりの推進・支援策を盛り込んだ計画です。健康づくりへの意識の向上は、介護予防にも効果があることから、密接な関連性を有しています。

④岐阜県地域福祉支援計画

地域での支え合いの仕組みづくりの推進、日常生活支援総合事業の推進につながるボランティアやNPOなどの地域人材の育成・確保、地域の高齢者等への支援を行う民生委員の活動推進等の側面で密接な関連性を有しています。

⑤岐阜県住生活基本計画

安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築や住宅の確保に特に配慮を要する者の居住安定の確保などの支援策を盛り込んだ計画です。高齢者が安心してくらすことができる住まいの確保や生活支援サービスの充実のため、住宅・居住環境の整備を図ることから、密接な関連性を有しています。

⑥岐阜県高齢者居住安定確保計画

高齢者の居住安定の確保に資するため、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合や高齢者住宅のバリアフリー化の数値目標値を定めるなど、高齢者の住まい施策の側面において共通の記述・目標設定としています。

また、岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議において、計画案について意見交換を行い、双方の計画に反映しています。

⑦岐阜県障がい者総合支援プラン

要介護者支援の観点から福祉人材の総合的な育成・確保対策の側面で目標値を共有する等、密接な関連性を有しています。

⑧安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画

地域における高齢者の活用策として、登下校時の小学生の見守りや子育て中の母親の支援等、地域における生きがいづくりや介護予防の観点での連携が考えられます。また、ワーク・ライフ・バランスの側面から見ても、育児と介護と仕事との両立において密接な関連があります。

(2) 各市町村計画との関係

各市町村が策定する介護保険事業計画と県計画との整合を図ります。

介護保険施設及び地域密着型サービスの定員総数、介護給付等対象サービスや介護予防・地域密着型介護予防サービスの推計については、市町村から提出されるサービス見込み量と齟齬のないよう調整を行うとともに、市町村ヒアリング、圏域別会議での意見交換を踏まえ策定を行います。